

(平成22年5月19日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認高知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 1 日から 38 年 8 月 27 日まで  
申立期間については、脱退手当金を支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受給するための手続をした記憶は無く、受け取った記憶も無いので納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の3回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人が4回の被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、申立期間より前の3回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人の脱退手当金が支給されたとする金額は、法定支給額と1,490円相違しており、その理由は不明である。

さらに、申立人が勤務していた事業所の事業所別被保険者名簿及び被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後それぞれ2年以内に資格を喪失し、かつ脱退手当金の受給要件を満たしている者で、6か月以内に厚生年金保険被保険者資格を取得していない女性13人のうち、申立人を含め5人しか脱退手当金の支給記録が確認できない上、申立人が勤務していた事業所は、「当時、事業主による代理請求は行っていなかったと思う。」旨を供述していることから判断すると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年9月から26年7月まで  
② 昭和26年9月から27年7月まで  
③ 昭和27年9月から同年11月まで  
④ 昭和27年11月から28年5月まで  
⑤ 昭和28年7月から同年12月まで  
⑥ 昭和28年12月から29年5月まで  
⑦ 昭和29年7月から同年10月まで  
⑧ 昭和29年11月から30年5月まで

私は、昭和25年9月から30年5月までの期間において、A社の6漁場に現場監督者として勤務していた期間があるにもかかわらず、申立期間①から⑧までが厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社（A社の後継会社）が保管する申立人に係る人事カード及び同僚等の供述から、申立人が申立期間①から⑧まで、A社C支社D部の漁場に勤務していたことは認められる。

しかし、B社が保管する職員名簿により、当時、A社C支社D部の漁場の責任者であったことが確認できる同僚は、「A社C支社では、漁場の責任者や事務担当者などの社員は昭和27年6月1日から、現場監督者は30年になってから、全員厚生年金保険に加入させることとなったが、それまで従業員を厚生年金保険に加入させるかどうかは、各漁場の責任者の判断に委ねていた。」旨を供述している上、同社C支社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、現場監督者として各漁場で一緒に勤務してい

たと申立人が氏名を挙げている同僚の中には、申立期間①から⑧までにおいて、厚生年金保険に未加入である又は未加入期間がある者が多数確認できることから、当時、同社C支社では、現場監督者の厚生年金保険の加入について、区々の取扱いであったことが推認できる。

また、申立期間①から⑧までを含む前後の期間について、A社C支社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は見当たらない上、申立てのあった6漁場と名称が同一又は関連すると考えられる同社漁場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿等を見ても、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、当時の同僚等からも、申立期間①から⑧までにおける申立人の厚生年金保険料の控除の有無等についての供述は得られない。

このほか、申立人が申立期間①から⑧までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間①から⑧までにおいて事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から⑧までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月ごろから 36 年 4 月ごろまで

私は、昭和 34 年 2 月ごろから 36 年 4 月ごろまで、A社に住み込みで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B組合が保管する資料により判明したA社の所在地と、戸籍謄本の附票から確認できる申立期間当時の申立人の住民登録地が一致していること及び当時の同僚の供述から、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、申立期間及びそれ以外の期間において、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人が記憶する当時の同僚は、「A社は厚生年金保険に未加入であったので、当然、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。また、昭和 36 年になって、会社から国民年金に加入するように言われたことを覚えている。」旨を供述しており、このことは、オンライン記録により、当該同僚が昭和 36 年 4 月の国民年金制度発足時から国民年金に加入し、かつ保険料を納付していることが確認できることから裏付けられ、申立期間当時、申立人についても事業主により給与から厚生年金保険料は控除されていなかったものと考えるのが相当である。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月 13 日から 51 年 8 月 11 日まで  
私は、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた金額（20 万円から 30 万円）よりも低額であるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚のうち、申立人とほぼ同時期に被保険者資格を取得し、かつ申立人と同年代（昭和 20 年代生）である同僚の申立期間当時における標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額という事情は見当たらない。

また、Bが保管する申立人に係る「中脱記録照会回答」及び「厚生年金基金加入員台帳」に記載されている申立人のA社での標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された<sup>こんせき</sup>痕跡は認められない。

さらに、当時の複数の同僚は、「A社での自分の標準報酬月額に誤りは無いと思う。」旨を供述しており、ほかに、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。